

## 第30回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和4年12月20日（火）
- 2 開閉時間 午後4時30分開会 午後5時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人  
1番 寺崎秀子 2番 小野寺昭一 3番 坂上 修 4番 佐藤美頭雄  
5番 斎藤哲子 6番 開澤克明 7番 山崎禎彦 8番 鈴木英博  
9番 松田直人 10番 酒井雅憲 11番 北村浩光 12番 西永和美  
13番 舟根 祐 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員
- 6 会議出席 岡野事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 8番 鈴木英博、9番 松田直人
- 9 議事内容  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 使用貸借の解約の通知について  
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の要請について

## 10 議事録本紙

議長

これから、第30回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、8番委員、9番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第3報告第2号「使用貸借の解約の通知について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁、4頁をご覧ください。

番号が15番から17番までの3件です。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。

届出の個所図については、別冊、説明資料の1頁から6頁になりますので併せてご確認ください。

続きまして、議案6頁をご覧ください。

報告第2号「使用貸借の解約の通知について」です。

使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。

議案7頁、8頁をご覧ください。

番号が6番の1件です。

耕作者変更のための解約になります。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。

報告について以上です

議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員

無しの声

議長

無ければ、次の日程に入ります。

議長

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案10頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認

について」です。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものです。

議案は 11 頁から 14 頁までをご覧ください。

番号が 30 番から 38 番までの 9 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、備考に記載のとおり売買によるものです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が解約成立日から 6 か月以内であり、要件に合致していることを確認しています。

なお、34、35 番の案件については、舟根代理、38 番の案件については、坂上委員が、議事参与の制限を受ける案件でございます。

審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、まず 34、35 番について審議いたします。

13 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

34、35 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 34、35 番の案件については、認めると決定しました。

着席

議長 続きまして、38 番の案件について審議いたします。

3 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

38 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 38 番の案件については、認めると決定しました。

着席

議長 続きまして、その他の案件について審議いたします。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第5議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案16頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利の移転及び設定に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は17頁、18頁になりますのでご覧ください。

番号が13番から14番までの2件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人（貸主）譲受人（借主）の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格、（賃貸料）につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の7頁、8頁になります。農地法第3条の調査書については、説明資料の9頁、10頁の調査書のとおりで、調査の結果、要件を満たしていることを確認しています。

13番の案件は、前回の定例会で別段の面積の区域指定をした土地で、今回、所有権移転の申請となります。

14番の案件は、報告第2号使用貸借の解約6番の案件の賃貸契約です。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案20頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は21頁から26頁までをご覧ください。

番号が8番から20番までの13件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経

當地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は、議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 11 頁から 30 頁までと、調査書が 31 頁から 42 頁までに載せてありますので併せてご確認願います。

8 番から 19 番までの案件については、あっせん案件で、20 番の案件は、農業公社から買受を行う案件です。

なお、8 番の案件については、鈴木委員、14、15 番の案件については、舟根代理、18 番の案件については、坂上委員が、議事参与の制限を受ける案件でございます。

審議の際は、ご退席をお願いします。

それでは、8 番から 19 番までのあっせん案件について、担当の委員さんより、補足説明についてお願いします。

13 番委員

8 番です。

令和 4 年 12 月 2 日から令和 4 年 12 月 7 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

反当 270,000 円で成立しています。

9 番です。

令和 4 年 12 月 2 日から令和 4 年 12 月 7 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

総額 4,919,330 円で成立しています。

10 番です。

令和 4 年 12 月 2 日から令和 4 年 12 月 7 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

反当 252,000 円で成立しています。

11 番です。

令和 4 年 12 月 1 日から令和 4 年 12 月 7 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

反当 100,000 円、165,000 円で成立しています。

4 番委員

12 番です。

令和 4 年 11 月 4 日から令和 4 年 12 月 14 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

総額 90,000 円で成立しています。

2 番委員

13 番です。

令和 4 年 12 月 3 日から令和 4 年 12 月 12 日まで、あっせん回数 4 回で成立しています。

総額 4,120,000 円で成立しています。

8 番委員

14 番です。

令和 4 年 12 月 3 日から令和 4 年 12 月 15 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

反当 235,000 円、240,000 円で成立しています。

15 番です。

令和4年12月3日から令和4年12月15日まで、あっせん回数3回で成立しています。

反当 235,000円、240,000円で成立しています。

16 番です。

令和4年12月3日から令和4年12月15日まで、あっせん回数3回で成立しています。

反当 80,000円、240,000円で成立しています。

2番委員

17 番です。

令和4年12月4日から令和4年12月16日まで、あっせん回数3回で成立しています。

総額 960,000円で成立しています。

18 番です。

令和4年12月7日から令和4年12月16日まで、あっせん回数3回で成立しています。

総額 7,125,660円で成立しています。

10番委員

19 番です。

令和4年11月22日から令和4年12月19日まで、あっせん回数3回で成立しています。

総額 8,462,743円で成立しています。

議長

それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりました。

議事参与の案件がありますので、まず8番について審議いたします。

私の案件ですので、退席します。

質疑ございませんか。

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

8番の案件について認める方は挙手をお願いします。

全員挙手

はい、それでは8番の案件については、認めると決定しました。

着席

続きまして、14、15番の案件について審議いたします。

13番委員

私の案件ですので、退席します。

質疑ございませんか。

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

14、15番の案件について認める方は挙手をお願いします。

全員挙手

はい、それでは14、15番の案件については、認めると決定しました。

13番委員

着席

議長 続きまして、18番の案件について審議いたします。

3番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

18番の案件について認める方は举手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは18番の案件については、認めると決定しました。

3番委員 着席

議長 続きまして、その他の案件について審議いたします。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は举手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 日程については以上になります。

局長 その他に入ります。

議長 はい、議案27頁その他の1番「次回の定例会について」です。

局長 次回、第31回の日程ですが1月25日（水）の16時30分からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 それでは、1月25日（水）の16時30分からでお願いします。

局長 続きまして、2番「農地移動適正化あっせん経過報告について」です。

局長 前回から、新たな申し込みがありましたので、あっせん委員の指名をお願いします。

議長 (あっせん委員指名)

局長 その他連絡事項について説明

局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認ください。

局長 案件は以上です。

議長 それでは、以上をもって第30回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。